

不当懲戒解雇処分撤回闘争委員会

闘争委員会情報

No.233

2011年

6月29日

JR東労組本部

美世志会懲戒解雇処分撤回署名

「安全キャラバン事件」小倉「覚悟しろ」発言で

都労委の不当命令

弾劾！

2007年8月、美世志会の仲間がでっちあげられた「強要事件」でJR東日本から不当懲戒解雇処分をうけた。私たちはただちに「不当懲戒解雇」に抗議し、撤回を求める署名活動を全組合員で取り組んだ。その署名行動に対し、本社安全キャラバンで宇都宮運転所、大宮信通センターに入った小倉常務(当時)は「社長のやったことに異を唱えるなら覚悟してやれ」と威圧的な発言を行った。これは明らかに組合活動に対する不当介入・妨害である。本部は、2009年東京都労働委員会に救済申立を行った。

本日、東京都労働委員会は、「覚悟という言葉が不穏当な言葉遣いと評価される可能性も少なくない」としつつも、署名活動が停滞した事実がないことを理由に「申立棄却」命令を行った。署名活動が停滞しなかったのは、小倉発言の不当性に対し、憤りをもって精力的に職場活動を展開した結果であり、不当労働行為の事実は消えない。棄却を判断した労働委員会は、この点を無視したものに他ならない。さらに、発言の1部を変容し、署名をすると会社から何らかの報復があるかのようにしたのは組合側という、事実を逆転させた認定を行っている。断じて認めることはできない。本部は今後、弁護士とも相談しつつ中労委への提訴も含め検討していく。

現在、運車職場を中心に顕在化している職場活動の異常な規制・排除は、この「小倉発言」の不当労働行為に端を発していると言っても過言ではない。すでに署名活動含め、実質的にはその攻撃は現場の力ではね返している。さらに職場活動の強化をもって、異常な排除・妨害行為をはね返していこう！